

建材・住宅設備産業取引適正化研究会 事務局説明資料

(建材・住宅設備産業取引ガイドライン改訂のポイント)

2025年12月
製造産業局 生活製品課 住宅産業室

- 
- 
1. 建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状
 2. 下請法改正について
 3. 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの主要改訂ポイント

建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状

- 建材・住宅設備産業において、下請振興法に基づく振興基準に規定する発注側企業が行う対価の決定の方法等の在り方等について問題となる事例、また独占禁止法における優越的地位の濫用、下請法に規定する買いたたきや、不当な経済上の利益の提供要請といった事例が見受けられる。

<関係条文抜粋>

(振興基準)

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。

(独占禁止法)

第二条⑨五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 繼続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

(下請法)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状

事例 1：優越的地位の濫用

- 「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」に該当する行為を行っていた。

【※公正取引委員会より社名公表】

公正取引委員会ウェブサイト独占禁止法Q & A Q 2 0 (抜粋)
(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
2. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状

事例2：返品の禁止及び不当な経済上の利益の提供要請の禁止

(返品)

- 部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、下請事業者に対し部品を返品した。
- 部品を返品するに当たり、瑕疵がある部品と合わせて納入された同仕様の部品について、下請事業者に対し、複数回にわたり自己のために無償で瑕疵がない部品と瑕疵がある部品に仕分けさせていた。

(不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）)

- 下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し金型等を自己のために無償で保管させていた。

【※公正取引委員会より勧告】

(下請法)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状

- 令和7年3月、竹内経済産業大臣政務官より日本建材・住宅設備産業協会に対して、業界を挙げての下請法遵守の徹底やサプライチェーン全体での価格転嫁等ハイレベル要請を実施。
- 具体的には、下請法の対象・対象外に関わらず、取引において受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直しに努めること、発注者である建設業界に対しては、政府としても働きかけを行うこと、サプライチェーンの先まで価格転嫁を浸透させるような、直接の取引先の更に先の取引先まで配慮した価格決定に会員各社が取り組めるよう促すこと、政府としては、建設業界を含め、特にサプライチェーンの頂点となる業界や企業には、価格転嫁の方針を具体的に示し、発信していただくよう要請している。これまで以上に価格交渉を申し出しありやすい環境の醸成への協力を依頼。
- 日本建材・住宅設備産業協会瀬戸会長より、価格転嫁・取引適正化の重要性は認識しており、サプライチェーン全体に価格転嫁・取引適正化を浸透させることが重要。建材・住宅設備業界は、住宅・建築物のサプライチェーンの中間に位置する業界。サプライチェーンの川下の企業・業界においても率先した取組が促進されるよう、政府においても対応をお願いしたい。
- 令和7年2月、日本建設業連合会をはじめとする建設業界、3月に住宅生産団体連合会に対して、国土交通省より商習慣の見直し、サプライチェーン全体での価格転嫁、パートナーシップ構築宣言の実行及び宣言拡大等を要請。

(参考) 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（4月要請）

官 印 省 略
2 0 2 5 0 3 2 1 中第2号
令和 7 年 4 月 2 2 日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 武藤 容治

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、経済産業行政の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済から脱却し、「貨上げと投資が牽引する成長型経済」への転換ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な貨上げを実現し、物価上昇に負けない貨上げの流れを中小企業・小規模事業者の皆様まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、貨上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、極めて重要です。

また、適切な価格転嫁により、サプライチェーン全体でコスト増加分を公平に分担し、利益を共有することは、事業の成長への意欲を促し、競争力の強化にも資するものです。

しかし、中小企業庁の価格交渉促進月間にに基づく最新の調査結果によれば、価格転嫁率は49.7%と、いまだ半分程度です。特に、サプライチェーンの取引段階が深くなるほど、転嫁割合が低くなる傾向も見られます。その根底には、これまで30年間続いたデフレ経済下で染みついた商慣習があると考えられます。

こうした中で、令和7年1月に開催された「価格転嫁・貨上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けて取り組むよう、石破総理より指示がありました。

貴団体におかれでは、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれでは、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出制度」の活用

下請法に違反するような不適正な取引がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、受注企業が被った不利益の迅速な回復を行うなどの改善措

置を講じること。その際、下請法違反行為を行っていた発注企業が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出る「自発的申出制度」も活用すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

今国会に提出された下請法の改正案について、法案の成立・施行前から、各業界内部でよく周知するとともに、新たに規制の対象となる事項について、各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、改善すべき商慣習の見直しを行うとともに、警備やビルメンテナンス、情報システムや物流等の間接部門でも、受注先のコスト上昇等を踏まえた適正な契約が行われているか、改めて確認すること。

4. サプライチェーンの先まで価格転嫁が可能となるような価格決定及び価格転嫁に係る周知啓発

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、サプライチェーンの先まで価格転嫁を浸透させるよう、直接の取引先のさらに先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。

また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

加えて、受注側及び発注側ともに適正な取引に向けて協議の場を持つよう啓発するなど、業界内の意識を喚起し、必要に応じて「よろず支援拠点」といった経営相談窓口などの積極的な利用を促すこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

自主行動計画を策定した業界におかれでは、その遵守を業界内で呼びかけること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の実施に向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界におかれでは、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費指針」という。）」の遵守徹底

労務費指針の遵守を徹底し、業界内でも改めて呼びかけること。

以上

(参考) 日本建材・住宅設備産業協会への竹内真二経済産業大臣政務官からの要請

(2025年3月25日)

竹内政務官からの要請（ポイント）

- 業界を挙げて、「下請法の遵守の徹底、改正法の事前周知、商習慣の見直し、サプライチェーン全体での価格転嫁、自主行動計画の改定・徹底」等、6項目を要請。
- 特に商習慣の見直しとして、約束手形の利用廃止、支払サイトの短縮化や発注者との積極的な価格交渉に加え、警備やビルメンテナンスなどの間接部門でも、コスト上昇を踏まえた契約内容の適正化を要請。

瀬戸会長 ((株)LIXIL 取締役 代表執行役社長 兼 CEO)

- 価格転嫁・取引適正化の重要性は認識。下請法改正の動向や自主行動計画の策定など会員に周知、普及啓発しており、経産省からの今回の要請についても、周知・徹底する。
- 建材・住宅設備メーカーは、建設・住宅業界のサプライチェーンの中間に位置し、販売価格の転嫁は大きな課題。発注者としても価格転嫁・取引適正化に取り組む。
- 今回の要請は、下請法の対象如何に関わらず、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化を浸透させることが重要。サプライチェーンの頂点の企業や業界でもそうした取組が促進されるよう政府にも対応をお願いしたい。



(参考)建設業界への中野国土交通大臣からの要請(2025年2月14日)

開催概要:建設業団体との賃上げ等に関する車座

出席者:石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、

橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) 民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること(略)
を国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

中野大臣からの要請（ポイント）

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について遵守徹底いただくなど、官民一体で、賃上げに向けて取り組んでいただきたい旨、要請。



業界団体の発言（ポイント）

- 現場の技能労働者への行き渡りが重要。民間工事では価格転嫁が進んでいない現場もあるが、昨年の改正建設業法の内容も踏まえつつ交渉を進めていく。
- 国民のマインドを変えて、賃上げして、価格転嫁して、その価格を払えるような賃金にあげていくというアップスパイラルを作っていただきたい。

石破総理から、

- 申合せをした目標の実現に向け、建設業法等の改正法の活用や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いするほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かっこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいります、と発言。



車座対話の様子

出典:官邸HP

(参考) 住宅生産団体連合会への要請 (2025年3月17日)

楠田住宅局長からの要請（ポイント）

- 住宅生産団体連合会の役員（大手住宅事業者の会長、社長等）が出席する場において、中野国土交通大臣の命を受け、「下請法違反がないかを業界全体で自主点検、改正法の事前周知、商慣習の見直し、サプライチェーン全体での価格転嫁、パートナーシップ構築宣言の実行及び宣言拡大」等、6項目を要請。
- 国土交通大臣名の要請文書を4月8日に発出。

住宅生産団体連合会

- 2024年6月に、建設業法等の改正を受けて、「住宅業界の元請と下請間の適正取引における自主行動計画」を一部改訂。会員団体の計9団体及び会員企業計20社に対して周知し、当該会員団体からその会員企業に対しさらに周知を実施。同時に団体HPに掲載。
- 2025年2月に、自主行動計画のフォローアップ調査を実施。
- 「パートナーシップ構築宣言」の実行及び宣言拡大に向けて、未宣言の企業に対して対応を呼びかけ。



会場の様子



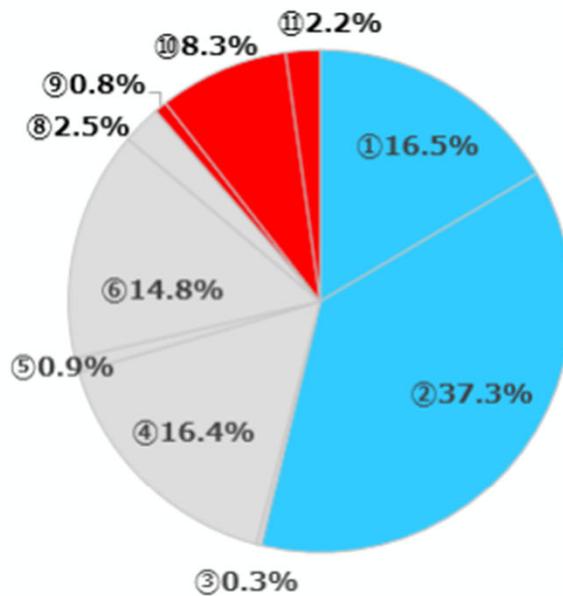
要請をする住宅局長

建材・住宅設備業界の価格交渉・価格転嫁の状況

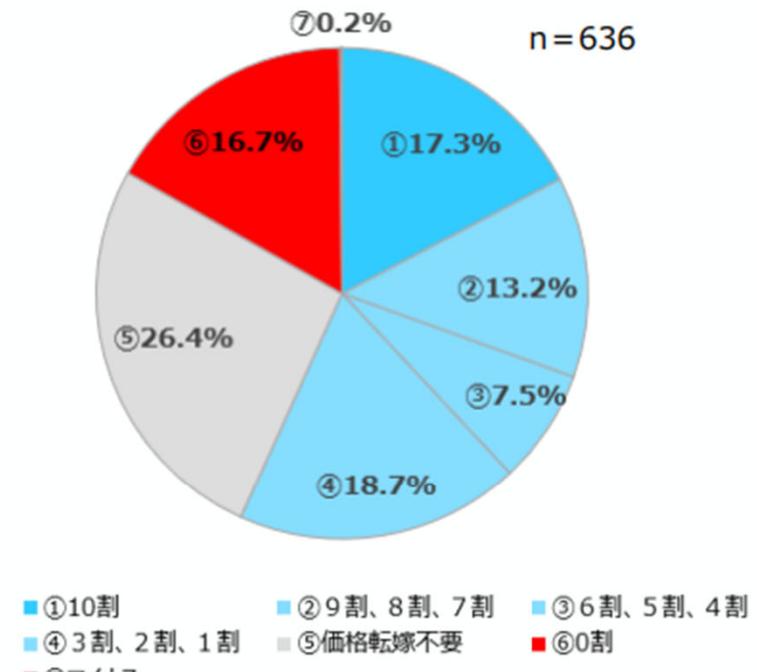
(価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査結果)

建材・住宅設備分野におけるアンケートでは、「コスト増や数量減を説明し、値引き要請を回避し製品代を据え置いてもらっている。」「発注企業がコスト上昇を理解し、情報共有で交渉に応じ、工賃設定も納得感がある」という回答がある一方、「発注元がロイヤリティを徴収し、部品費も弊社負担で業務負担が過大になっている」「価格交渉が打ち切られ、支払遅延や品質劣化の押し付けで利益率が悪化している。」との厳しい回答もあった。引き続き、業界を挙げて、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化を粘り強く進めていく必要がある。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



転嫁率：47.2%

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつた。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかつた。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた。

建材・住宅設備業界の価格交渉・価格転嫁の状況

(価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査結果)

- 「建材・住宅設備」の価格転嫁率は、47.2%と前回調査時（46.6%、25年3月）よりわずかに上昇するも、業種平均53.5%を下回る。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
全体				原材料費	エネルギー費	労務費
業種別	1位	化学	↑ 53.5% (52.4%)	↑ 55.0% (54.5%)	↑ 48.9% (47.8%)	↑ 50.0% (48.6%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 66.7% (64.8%)	↑ 69.6% (69.3%)	↑ 62.5% (62.4%)	↓ 60.6% (61.3%)
	3位	機械製造業	↑ 60.6% (58.4%)	↑ 64.5% (62.8%)	↑ 54.9% (52.7%)	↑ 56.0% (53.3%)
	3位	造船	↑ 59.4% (56.2%)	↑ 64.8% (63.3%)	↑ 55.2% (52.2%)	↑ 54.5% (50.6%)
	5位	食品製造業	↓ 59.3% (60.3%)	↓ 60.2% (62.7%)	↑ 53.1% (52.2%)	↑ 53.2% (51.7%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 58.9% (56.6%)	↑ 64.9% (63.7%)	↑ 56.0% (55.0%)	↑ 56.1% (53.4%)
	7位	飲食サービス	↓ 57.2% (57.3%)	↑ 60.7% (58.4%)	↑ 48.4% (48.2%)	↑ 48.5% (46.1%)
	8位	金融・保険	↑↑ 56.2% (51.1%)	↑↑ 58.6% (50.5%)	↑↑ 54.0% (45.6%)	↑↑ 56.0% (47.7%)
	9位	金属	↑ 54.2% (50.9%)	↑ 58.5% (56.4%)	↑ 49.4% (47.5%)	↑ 48.9% (46.3%)
	10位	卸売	↓ 54.1% (54.4%)	↓ 55.7% (56.5%)	↑ 49.4% (48.1%)	↑ 48.6% (47.4%)
	11位	小売	↑ 54.0% (52.5%)	↑ 55.7% (53.4%)	↑ 48.3% (46.8%)	↑ 48.0% (46.3%)
	12位	建設	↑ 53.2% (52.6%)	↑ 53.9% (53.7%)	↑ 49.8% (48.2%)	↑ 51.6% (50.4%)
	13位	鉱業・探石・砂利採取	↑ 52.9% (52.2%)	↓ 52.2% (53.5%)	↓ 48.6% (51.0%)	↓ 47.7% (49.5%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 52.7% (53.6%)	↓ 53.2% (55.2%)	↓ 49.3% (50.1%)	↓ 50.5% (51.8%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.4% (51.5%)	↓ 49.9% (50.6%)	↓ 45.8% (48.1%)	↓ 48.9% (49.3%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑ 51.7% (48.5%)	↑ 51.3% (49.0%)	↑ 47.2% (46.0%)	↑ 48.3% (47.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 50.9% (54.3%)	↓ 46.1% (50.5%)	↓ 43.2% (46.0%)	↓ 51.3% (53.6%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑ 50.0% (46.0%)	↓ 55.6% (55.6%)	↑ 44.9% (42.4%)	↑ 44.6% (41.2%)
	18位	紙・紙加工	↓ 50.0% (51.4%)	↑ 53.2% (52.5%)	↓ 45.5% (46.8%)	↓ 44.7% (46.7%)
	20位	印刷	↑ 49.9% (47.7%)	↑ 49.8% (48.9%)	↑ 42.7% (41.3%)	↑ 44.0% (39.6%)
	21位	生活関連サービス	↓ 48.9% (50.2%)	↑ 49.8% (48.9%)	↓ 42.3% (44.5%)	↑ 44.2% (43.4%)
	22位	繊維	↑ 48.1% (47.5%)	↑ 51.6% (49.1%)	↑ 44.6% (41.6%)	↑ 44.8% (41.7%)
	23位	建材・住宅設備	↑ 47.2% (46.6%)	↑ 48.9% (48.3%)	↓ 40.9% (41.3%)	↑ 41.6% (39.5%)
	24位	製薬	↓↓ 46.7% (64.1%)	↓↓ 50.8% (68.7%)	↓↓ 46.0% (56.6%)	↓↓ 42.6% (61.7%)
	25位	通信	↑↑ 46.6% (37.7%)	↑↑ 46.6% (37.2%)	↑↑ 43.4% (34.1%)	↑↑ 45.9% (37.3%)
	26位	広告	↑ 43.4% (38.7%)	↓ 43.6% (48.4%)	↓ 33.5% (37.8%)	↑↑ 42.8% (36.3%)
	27位	農業・林業	↓ 42.3% (45.0%)	↓ 41.9% (44.6%)	↓ 38.7% (41.3%)	↓ 38.1% (38.9%)
	28位	廃棄物処理	↑ 41.1% (39.3%)	↑ 38.0% (37.2%)	↑ 36.0% (34.4%)	↓ 34.9% (35.3%)
	29位	放送コンテンツ	↓ 40.1% (43.2%)	↓ 41.6% (44.6%)	↓ 34.2% (36.0%)	↓ 37.7% (41.7%)
	30位	トラック運送	↓ 34.7% (36.1%)	↓ 31.3% (32.1%)	↓ 30.4% (33.1%)	↓ 31.0% (32.8%)
	-	その他	-	-	-	-

出典：中小企業庁価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査結果 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202509/result_01.pdf)

※ () 内は前回の転嫁率を示す

- 
1. 建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状
 2. 下請法改正について
 3. 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの主要改訂ポイント

下請法改正について

- 令和7年5月16日「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）が令和8年1月1日に施行

<改正事項>

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

適用対象の拡大

● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充

● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加

下請法改正について

<改正事項>

禁止行為の追加

- 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止

- 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止

面的執行の強化

- 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁を追加

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加。

- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能

下請法改正について

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から規定

対象取引

=

取引の内容

+

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



下請法改正について

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の禁止行為が課されている。

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと
禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

- 
1. 建材・住宅設備産業の取引適正化に係る現状
 2. 下請法改正について
 3. 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの主要改訂ポイント
- 

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント①

○全般

● 法律名称・用語の改正を反映（「下請」等の用語の見直し）

<改訂理由>

- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

<改訂内容>

- 用語について、以下のとおり改正する。

変更前	変更後
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請法 ※略称	取適法 ※略称
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金
下請取引	受託取引

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント②

○はじめに

- 大企業間取引や中小企業間取引を含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることの重要性を示唆
- 前回改訂以降の施策の動き及び今般の法改正について追記
- その他、文言修正を実施

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント③

○取適法の適用範囲と規制内容　| どのような取引に取適法が適用されるのか

- 適用要件に「従業員基準」を追加

<改訂理由>

- 実質的には事業規模は大きいものの資本金が少額である事業者や、減資することによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

<改訂内容>

- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント④

○取適法の適用範囲と規制内容　－どのような取引に取適法が適用されるのか

● 取適法適用内容の「製造委託」の対象物品を追加

<改訂理由>

- ・ 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。

<改訂内容>

- ・ 「専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具」を追加する。

● 取適法適用内容に「特定運送委託」を追加

<改訂理由>

- ・ 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）。
- ・ 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題が顕在化している。

<改訂内容>

- ・ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑤

○取適法の適用範囲と規制内容 III取適法違反のペナルティ

● 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する旨を追記

<改訂理由>

- ・ 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- ・ 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

<改訂内容>

- ・ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ・ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑥

○消費税転嫁対策特別措置法の適用範囲と規制内容

● 消費税転嫁対策特別措置法に係る記載を削除

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑦

○取引段階ごとの対応　| 見積

● 「協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止」を追記

<改訂理由>

- ・コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- ・そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

<改訂内容>

- ・「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

● 「労務費の指針による価格決定」、「適切なコスト増加分の全額転嫁」、「合理性等を欠く原価低減要請の禁止」に係る事項を追記

<改訂内容>

- ・労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合等に中小受託事業者からの申出があったときは、遅滞なく協議に応じること、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこと、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請を行わないことについて明記。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑧

○取引段階ごとの対応 II 発注

- 「書面の交付義務」の改正内容を反映

<改訂理由>

- 書面交付義務について、書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができたのは、中小受託事業者から事前の承諾を得たときに限定されている。

<改訂内容>

- 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑨

○取引段階ごとの対応 V 支払

- 「手形払の利用の禁止」の改正内容を反映

<改訂理由>

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

<改訂内容>

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑩

○取引段階ごとの対応 VII その他 1 配送委託における留意点

- 「物流の負担軽減・適正化、効率化に向けた取組」に係る記載を追記

<改訂内容>

- 「フィジカルインターネット実現会議 建材・住宅設備ワーキンググループ」において策定された「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」に基づき、サプライチェーン関係者全体で、商慣習の見直し、納品条件の適正化などに取り組むことで、物流の負担軽減・適正化を図ることが求められる旨を記載。

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑪

○取引段階ごとの対応 VIIその他

- 「知的財産の取扱いにおける留意点」及び「フリーランスとの取引における留意点」の項目を追記

<改訂内容>

- 「知的財産の取引の適正化」及び「フリーランスとの取引の適正化」について明記

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑫

○取引段階ごとの対応 全般

- 「問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例」「望ましい取引慣行（ベストプラクティス）」を追加

<改訂内容>

- 「I 見積時」「II 発注時」「V 支払時」「VI 中小受託事業者に対する要請」「VIIその他」において、各事例を追加

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑬

○パートナーシップ構築宣言の実施と浸透

- 「パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透」の項目を追加

<改訂内容>

- サプライチェーン全体での価格転嫁の円滑化や取引先との共存共栄を推進するため、パートナーシップ構築宣言に係る項目を新設

建材・住宅設備産業取引ガイドライン主要改訂ポイント⑭

○ガイドラインの周知

- 「ガイドラインの周知」の項目を追加

<改訂内容>

- サプライチェーン全体を視野に入れた適正取引の周知徹底の強化のため、ガイドラインの周知に係る項目を新設